

四日市市保健所等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第13号

四日市市保健所等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市保健所等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表		
1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下この表において「令」という。）による事務の手数料		
手数料を徴する事務	単位	金額
法第55条第1項の規定による 令第35条第1号の飲食店営業の許可申請に対する審査	露店及び臨時営業以外の場合	1件 <u>18,000円</u> （許可更新申請に係るものについては、 <u>14,400円</u> ）
	露店営業の場合	1件 <u>10,000円</u> （許可更新申請に係るものについては、 <u>8,000円</u> ）
	臨時営業の場合	1件 <u>2,500円</u>
法第55条第1項の規定による 令第35条第2号の調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可申請に対する審査	1件	<u>10,000円</u> （許可更新申請に係るものについては、 <u>8,000円</u> ）
法第55条第1項の規定による 令第35条第3号の食肉販売業の許可申請に対する審査	1件	<u>11,000円</u> （許可更新申請に係るものについては、 <u>8,800円</u> ）
法第55条第1項の規定による	1件	<u>11,000円</u> （許可更

令第35条第4号の魚介類販売業の許可申請に対する審査		新申請に係るものについては、8,800円)
令第55条第1項の規定による令第35条第5号の魚介類競り売り営業の許可申請に対する審査	1件	24,000円(許可更新申請に係るものについては、19,200円)
令第55条第1項の規定による令第35条第6号の集乳業の許可申請に対する審査	1件	11,000円(許可更新申請に係るものについては、8,800円)
令第55条第1項の規定による令第35条第7号の乳処理業の許可申請に対する審査	1件	24,000円(許可更新申請に係るものについては、19,200円)
令第55条第1項の規定による令第35条第8号の特別牛乳搾取処理業の許可申請に対する審査	1件	24,000円(許可更新申請に係るものについては、19,200円)
令第55条第1項の規定による令第35条第9号の食肉処理業の許可申請に対する審査	1件	24,000円(許可更新申請に係るものについては、19,200円)
令第55条第1項の規定による令第35条第10号の食品の放射線照射業の許可申請に対する審査	1件	24,000円(許可更新申請に係るものについては、19,200円)
令第55条第1項の規定による令第35条第11号の菓子製造業の許可申請に対する審査	1件	18,000円(許可更新申請に係るものについては、14,400円)
令第55条第1項の規定による令第35条第12号のアイスクリーム類製造業の許可申請に対する審査	1件	24,000円(許可更新申請に係るものについては、19,200円)
令第55条第1項の規定による令第35条第13号の乳製品製	1件	24,000円(許可更新申請に係るものについ

造業の許可申請に対する審査		ては、19,200円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第14号の清涼飲料 水製造業の許可申請に対する審 査	1件	24,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、19,200円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第15号の食肉製品 製造業の許可申請に対する審査	1件	24,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、19,200円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第16号の水産製品 製造業の許可申請に対する審査	1件	18,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、14,400円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第17号の冰雪製造 業の許可申請に対する審査	1件	24,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、19,200円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第18号の液卵製造 業の許可申請に対する審査	1件	18,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、14,400円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第19号の食用油脂 製造業の許可申請に対する審査	1件	24,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、19,200円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第20号のみそ又は しょうゆ製造業の許可申請に対 する審査	1件	18,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、14,400円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第21号の酒類製造 業の許可申請に対する審査	1件	18,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、14,400円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第22号の豆腐製造 業の許可申請に対する審査	1件	18,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、14,400円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第23号の納豆製造	1件	18,000円(許可更 新申請に係るものについ

業の許可申請に対する審査		ては、14,400円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第24号の麺類製造 業の許可申請に対する審査	1件	18,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、14,400円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第25号のそうざい 製造業の許可申請に対する審査	1件	24,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、19,200円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第26号の複合型そ うざい製造業の許可申請に対す る審査	1件	30,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、24,000円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第27号の冷凍食品 製造業の許可申請に対する審査	1件	24,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、19,200円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第28号の複合型冷 凍食品製造業の許可申請に対す る審査	1件	30,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、24,000円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第29号の漬物製造 業の許可申請に対する審査	1件	18,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、14,400円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第30号の密封包装 食品製造業の許可申請に対する 審査	1件	24,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、19,200円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第31号の食品の小 分け業の許可申請に対する審査	1件	18,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、14,400円)
法第55条第1項の規定による 令第35条第32号の添加物製 造業の許可申請に対する審査	1件	24,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、19,200円)
法第55条第1項の規定による	1件	1,500円

<u>営業の許可証の書換え交付</u>		
<u>法第55条第1項の規定による営業の許可証の再交付</u>	<u>1件</u>	<u>2,000円</u>
<u>法第57条第1項の規定による営業者に対する届出済証の交付</u>	<u>1件</u>	<u>2,000円</u>

2から17まで (略)

18 その他の手数料

手数料を徴する事務	単位	金額
狂犬病に係る犬健診手数料	(略)	
<u>食品衛生監視票交付申請手数料</u>	<u>1件</u>	<u>食品衛生法第51条第1項第2号の規定に基づき食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組を行う施設</u> <u>1,500円</u> <u>食品衛生法第51条第1項第2号の規定に基づき食品衛生上の危害の発生を防止するためにその取り扱い扱う食品の特性に応じた取組を行う施設</u> <u>800円</u>
保健所の所管事務に係る証明書料	(略)	

改正前

別表

1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）

及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下この表において「令」という。）による事務の手数料

手数料を徴する事務		単位	金額
法第52条第1項の規定による 令第35条第1号の飲食店営業の許可申請に対する審査	露店及び臨時営業以外の場合	1件	<u>16,000円</u> （許可更新申請に係るものについては、 <u>8,000円</u> ）
	露店営業の場合	1件	<u>8,000円</u>
	臨時営業の場合	1件	<u>2,000円</u>
法第52条第1項の規定による 令第35条第2号の喫茶店営業の許可申請に対する審査		1件	<u>9,600円</u> （許可更新申請に係るものについては、 <u>4,800円</u> ）
法第52条第1項の規定による 令第35条第3号の菓子製造業の許可申請に対する審査		1件	<u>14,000円</u> （許可更新申請に係るものについては、 <u>7,000円</u> ）
法第52条第1項の規定による 令第35条第4号のあん類製造業の許可申請に対する審査		1件	<u>14,000円</u> （許可更新申請に係るものについては、 <u>7,000円</u> ）
法第52条第1項の規定による 令第35条第5号のアイスクリーム類製造業の許可申請に対する審査		1件	<u>14,000円</u> （許可更新申請に係るものについては、 <u>7,000円</u> ）
法第52条第1項の規定による 令第35条第6号の乳処理業の許可申請に対する審査		1件	<u>21,000円</u> （許可更新申請に係るものについては、 <u>12,000円</u> ）
法第52条第1項の規定による 令第35条第7号の特別牛乳搾取処理業の許可申請に対する審査		1件	<u>21,000円</u> （許可更新申請に係るものについては、 <u>12,000円</u> ）
法第52条第1項の規定による 令第35条第8号の乳製品製造業の許可申請に対する審査		1件	<u>21,000円</u> （許可更新申請に係るものについては、 <u>12,000円</u> ）

法第52条第1項の規定による 令第35条第9号の集乳業の許 可申請に対する審査	1件	9,600円（許可更新 申請に係るものについ ては、4,800円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第10号の乳類販売 業の許可申請に対する審査	1件	9,600円（許可更新 申請に係るものについ ては、4,800円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第11号の食肉処理 業の許可申請に対する審査	1件	21,000円（許可更 新申請に係るものにつ いては、12,000円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第12号の食肉販売 業の許可申請に対する審査	1件	9,600円（許可更新 申請に係るものについ ては、4,800円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第13号の食肉製品 製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円（許可更 新申請に係るものにつ いては、12,000円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第14号の魚介類販 売業の許可申請に対する審査	1件	9,600円（許可更新 申請に係るものについ ては、4,800円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第15号の魚介類せ り売営業の許可申請に対する審 査	1件	21,000円（許可更 新申請に係るものにつ いては、12,000円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第16号の魚肉ねり 製品製造業の許可申請に対する 審査	1件	16,000円（許可更 新申請に係るものにつ いては、8,000円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第17号の食品の冷 凍又は冷蔵業の許可申請に対す る審査	1件	21,000円（許可更 新申請に係るものにつ いては、12,000円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第18号の食品の放	1件	21,000円（許可更 新申請に係るものにつ いては、12,000円）

射線照射業の許可申請に対する 審査		ては、12,000円)
法第52条第1項の規定による 令第35条第19号の清涼飲料 水製造業の許可申請に対する審 査	1件	21,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、12,000円)
法第52条第1項の規定による 令第35条第20号の乳酸菌飲 料製造業の許可申請に対する審 査	1件	14,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、7,000円)
法第52条第1項の規定による 令第35条第21号の冰雪製造 業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、12,000円)
法第52条第1項の規定による 令第35条第22号の冰雪販売 業の許可申請に対する審査	1件	14,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、7,000円)
法第52条第1項の規定による 令第35条第23号の食用油脂 製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、12,000円)
法第52条第1項の規定による 令第35条第24号のマーガリ ン又はショートニング製造業の 許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、12,000円)
法第52条第1項の規定による 令第35条第25号のみそ製造 業の許可申請に対する審査	1件	16,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、8,000円)
法第52条第1項の規定による 令第35条第26号の醤油製造 業の許可申請に対する審査	1件	16,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、8,000円)
法第52条第1項の規定による 令第35条第27号のソース類 製造業の許可申請に対する審査	1件	16,000円(許可更 新申請に係るものについ ては、8,000円)

法第52条第1項の規定による 令第35条第28号の酒類製造 業の許可申請に対する審査	1件	16,000円（許可更 新申請に係るものについ ては、8,000円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第29号の豆腐製造 業の許可申請に対する審査	1件	14,000円（許可更 新申請に係るものについ ては、7,000円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第30号の納豆製造 業の許可申請に対する審査	1件	14,000円（許可更 新申請に係るものについ ては、7,000円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第31号のめん類製 造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円（許可更 新申請に係るものについ ては、7,000円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第32号のそうざい 製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円（許可更 新申請に係るものについ ては、12,000円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第33号の缶詰又は 瓶詰食品製造業の許可申請に対 する審査	1件	21,000円（許可更 新申請に係るものについ ては、12,000円）
法第52条第1項の規定による 令第35条第34条の添加物製 造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円（許可更 新申請に係るものについ ては、12,000円）

2から17まで （略）

18 その他の手数料

手数料を徴する事務	単位	金額
狂犬病に係る犬健診手数料	(略)	
保健所の所管事務に係る証明書 料		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「旧法」という。）第52条第1項に基づく許可を受けている者が、その有効期限満了に伴い、旧法第52条第1項に基づく許可を受けていた営業と同一の営業を行うため、改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法（以下「法」という。）第55条第1項に基づく許可申請を行う場合においては、当該申請を許可更新申請とみなして手数料を徴収するものとする。

3 この条例の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において市長が定める日までの間、法第55条第1項に基づく許可申請に係る手数料については、この条例の規定による改正後の四日市市保健所等手数料条例別表1の規定に関わらず、次の表に規定する金額を手数料として徴収する。

手数料を徴する事務		単位	金額
法第55条第1項の規定による食品衛生法施行令（以下この表において「令」という。）第35条第1号の飲食店営業の許可申請に対する審査	露店及び臨時営業以外の場合	1件	16,000円（許可更新申請に係るものについては、8,000円）
	露店営業の場合	1件	8,000円（許可更新申請に係るものについても、同額）
	臨時営業の場合	1件	2,000円
法第55条第1項の規定による令第35条第2号の調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可申請に対する審査		1件	9,600円（許可更新申請に係るものについては、4,800円）
法第55条第1項の規定による令第35条第3号の食肉販売業の許可申請に対する審査		1件	9,600円（許可更新申請に係るものについては、4,800円）

法第55条第1項の規定による令第35条第4号の魚介類販売業の許可申請に対する審査	1件	9,600円(許可更新申請に係るものについては、4,800円)
法第55条第1項の規定による令第35条第5号の魚介類競り売り営業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについては、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第6号の集乳業の許可申請に対する審査	1件	9,600円(許可更新申請に係るものについては、4,800円)
法第55条第1項の規定による令第35条第7号の乳処理業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについては、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第8号の特別牛乳搾取処理業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについては、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第9号の食肉処理業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについては、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第10号の食品の放射線照射業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについては、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第11号の菓子製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円(許可更新申請に係るものについては、7,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第12号のアイスクリーム類製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円(許可更新申請に係るものについては、7,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第13号の乳製品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについては、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第14号の清涼飲料水製造業の許	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについて

可申請に対する審査		は、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第15号の食肉製品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについては、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第16号の水産製品製造業の許可申請に対する審査	1件	16,000円(許可更新申請に係るものについては、8,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第17号の冰雪製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについては、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第18号の液卵製造業の許可申請に対する審査	1件	16,000円(許可更新申請に係るものについては、8,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第19号の食用油脂製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについては、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第20号のみそ又はしょうゆ製造業の許可申請に対する審査	1件	16,000円(許可更新申請に係るものについては、8,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第21号の酒類製造業の許可申請に対する審査	1件	16,000円(許可更新申請に係るものについては、8,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第22号の豆腐製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円(許可更新申請に係るものについては、7,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第23号の納豆製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円(許可更新申請に係るものについては、7,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第24号の麺類製造業の許可申請に対する審査	1件	14,000円(許可更新申請に係るものについては、7,000円)
法第55条第1項の規定による令第3	1件	21,000円(許可更新

5条第25号のそうざい製造業の許可申請に対する審査		申請に係るものについては、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第26号の複合型そうざい製造業の許可申請に対する審査	1件	26,000円(許可更新申請に係るものについては、13,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第27号の冷凍食品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについては、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第28号の複合型冷凍食品製造業の許可申請に対する審査	1件	26,000円(許可更新申請に係るものについては、13,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第29号の漬物製造業の許可申請に対する審査	1件	16,000円(許可更新申請に係るものについては、8,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第30号の密封包装食品製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについては、12,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第31号の食品の小分け業の許可申請に対する審査	1件	16,000円(許可更新申請に係るものについては、8,000円)
法第55条第1項の規定による令第35条第32号の添加物製造業の許可申請に対する審査	1件	21,000円(許可更新申請に係るものについては、12,000円)

(健康福祉部衛生指導課)